



しあわせ便り

第31号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
Fax/Tel: 0996-88-5326
Mail: info@shiwase-ci.com
WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「申請主義のあれこれ」

私が住む地区にもインターネット光回線が開通し、快適な情報環境になった。新たな分野について情報収集をしていると、知らないことがとても多いことに改めて気づく。そして、知らないと本来受けられるはずのサービスや、補助金、年金などが受けられないまま置き去りにされることがとても多いのだ。

現状の「申請主義」の問題は、助けが必要な人はサービスを知っていて、選択し適切なタイミングで申請することが出来る能力を持っていることが前提となっていることである。支援が必要なら、自分で探して申請しないと、助けてくれないのだ。これが「申請主義」であり、例えるなら遭難している人が、救助隊の所に行って、救助を頼まないと助けてもらえないようなものだ。

また、支援を提供する機関も、どんな境遇の人がどんな支援を受けられるかを積極的に情報発信していない問題もある。今回のコロナ騒動で多発している、持続化給付金の不正受給や、生活保護の不正受給の例でもあるように、受給資格の無い者が不正な給付を得る恐れはあるものの、それは資格審査の厳密化で対処するべきもので、申請そのもののハードルを必要以上に上げるべきではないと考える。反面、いじめや鬱等の自死などで見られるように、当事者は声を上げないという側面もある。

しあわせ創研の業務範囲である社会保険関連では、障害年金の受給や老齢厚生年金の特別支給などはその最たるものだ。癌や腎臓病などの生活習慣病と闘いながら仕事を続けている方や、一定程度の障害を持ちながら、障害年金の給付を受けていない方は多いのではないかと。また、老齢厚生年金は65歳からでなく、一定の要件を満たせばそれ以前から受給可能だが、それを知らずに過ごしている方も多いと思う。

各省庁の事業に対する支援制度も同様で、助成金等の支援を得るためには、不定期に改定される制度の難解な文書を読み解き、事前に実施計画を提出し、実施することが必要だ。申請書類は、スマホではたどり着くことが難しい深い階層の奥にあり、取得することも至難の業だ。快適なネット環境になって「初めて発見!!」したもののさえあり、支援機関には制度周知の拡充と申請インフラの改善整備を切に願うばかりだ。

しあわせ創研も、このような援助が必要な方に、適切な時期に適切な援助が得られるよう、今後情報提供と支援体制の強化をしていくので、遠慮なくご相談いただきたい。

* 8の付く日は無料電話相談を開催中

12月の総務課ダイアリー

- ・ 12月10日…源泉所得税、市町村民税納付期限（11月中の支払給与分）
- ・ 扶養控除等申告書、保険料控除申告書作成等、年末調整の準備

お知らせ

- ・ 年末年始は臨機応変に対応します。ご相談があれば随時ご連絡ください。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.31 しあわせ

